

令和6年10月18日

報道機関各位

はこだてフードフェスタ実行委員会

実行委員長 氣田 聖大

「はこだてFOODフェスタ2025」出店募集に係る報道について

(依頼)

函館アリーナに、「函館・道南の食」の魅力が大集結します。

函館市および関係団体では、今後のまちづくりを進めるにあたり、本市の強みである「食」の魅力をさらに向上させることにより、交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化を目指しております。その取組みの一環として、令和7年2月22日（土）および23日（日）に、函館アリーナにて「はこだてFOODフェスタ2025」を開催いたします。

つきましては、趣旨にご賛同いただける出店者を下記のとおり募集いたしますので、ご取材・報道方につきまして特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 募集期間： 令和6年10月18日（金）～11月8日（金）
- 2 募集内容
 - ①フードブース（ブースA 8ブース、ブースB 24ブース）
函館・道南の地域食材を使用したフード・スイーツの販売
フードブースA（給排水設備、ガス有）50,000円（税込）/2日間
フードブースB（給排水設備、ガス無）30,000円（税込）/2日間
 - ②ドリンクブース（4ブース）
函館・道南で生産・製造されている飲料を販売
15,000円（税込）/2日間
 - ③マルシェブース（14ブース）
函館・道南で生産・製造されている一次産品や加工品を販売
電気使用可：15,000円（税込）/2日間
電気使用不可：10,000円（税込）/2日間
 - ④限定販売ブース（募集数4）
FOODフェスタ限定商品や数量限定商品を販売
2,500円（税込）/1日間・2時間
- 3 提出書類等 別添募集要項P11「応募方法」に掲載の出店申込フォームを読み取り、必要事項を入力してお申し込みください。

(連絡先 函館市経済部食産業振興課長 五十嵐 かなめ TEL 21-3328)



出店募集要綱

2024.10.18



●事業名称



●趣 旨

函館市および関係団体では、今後まちづくりを進めるにあたり、本市の強みである、「食」の魅力をさらに向上させることにより、交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化を目指している。その取り組みの一つとして、「食」をテーマとしたイベントを実施し、函館・道南の食の魅力を広く発信するとともに、イベントを通じて、生産者や料理人などの食関連事業者間の連携を深め、さらなる食の魅力向上を図る。

●開催日時

令和7年2月22日（土）11:00～20:00
23日（日）10:00～17:00

●開催場所

函館アリーナ メインアリーナ
〒042-0932 函館市湯川町1-32-2

●主 催

はこだてフードフェスタ実行委員会
構成員：函館市（経済部・観光部・農林水産部）、函館商工会議所
（一社）函館国際観光コンベンション協会、北海道新聞函館支社

●構 成

出店エリア

【フードブース】	多様な函館・道南の食の魅力を発信・販売
【ドリンクブース】	函館・道南で生産・製造されている飲料販売
【マルシェブース】	函館・道南で生産・製造されている飲食品販売
【限定販売ブース】	学生などによる数量限定商品を販売
【企業PRブース】	協賛・協力各社のPR

その他の企画等

※内容は変更となる場合がございます。

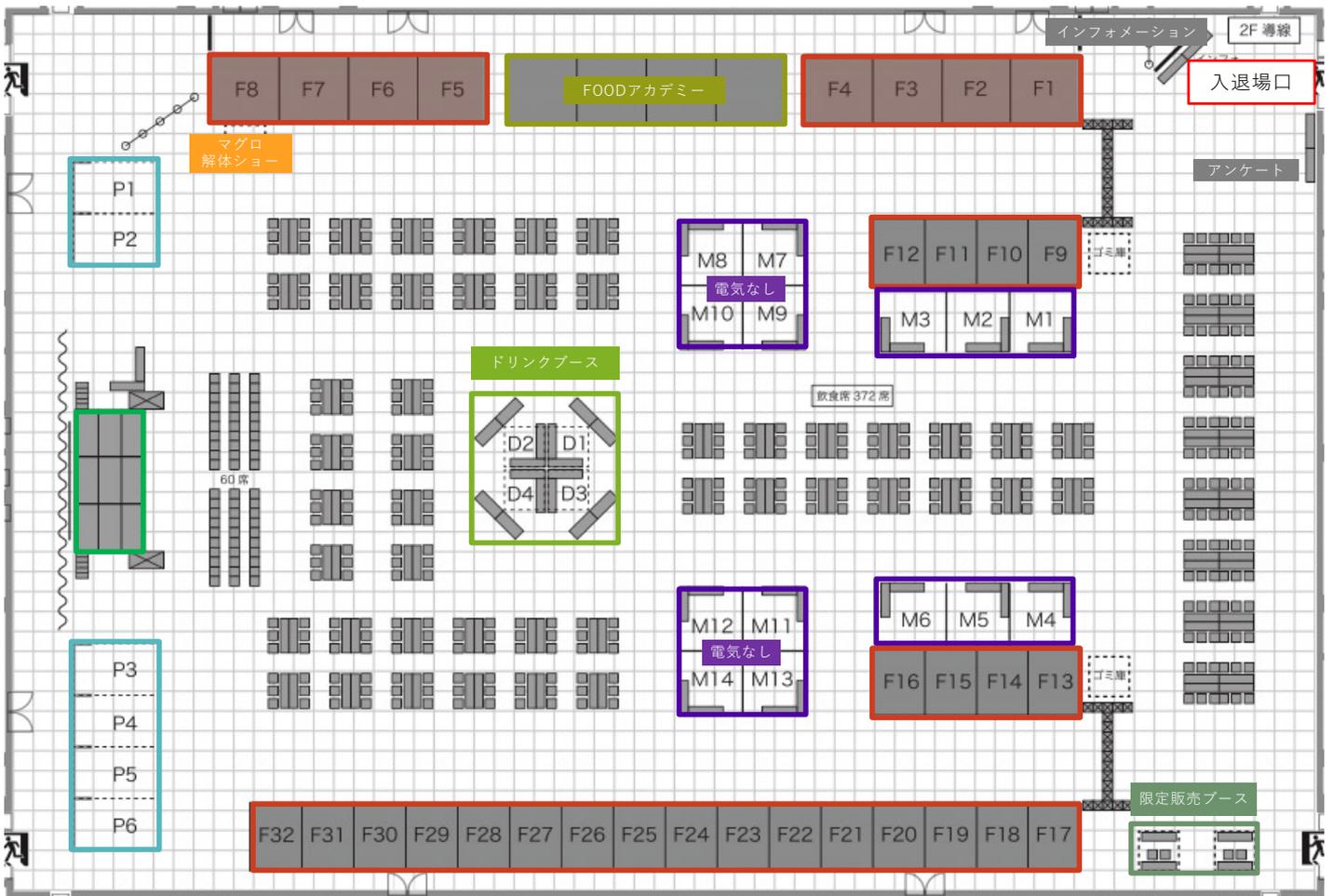
【FOODアカデミー（体験）】	函館・道南の食文化体験
【イベントステージ】	音楽やパフォーマンスステージを実施
【キッズFOODチャレンジ】	子ども食体験メニュー
【子どもお弁当コンテスト】	小学生のためのお弁当コンテスト
【ナイトタイム】	初日の17:00～20:00コンテンツ

●問い合わせ先

函館市経済部食産業振興課
TEL.0138-21-3314 FAX.0138-27-0460
foodfesta@city.hakodate.hokkaido.jp



メインアリーナ



F = フードブースA 【8ブース】 <テント約W3,600×約D3,600mm> 給排水設備、ガス配管

F = フードブースB 【24ブース】 <テント約W2,700×約D3,600mm>

D = ドリンクブース 【4ブース】 <パネル約W3,600×約D3,600mm> ワンタッチテント

M = マルシェブース 【14ブース】 <パネル約W3,400×約D3,400mm>

G = 限定販売ブース 【2ブース】 <ワンタッチテント約W2,000×約D2,000mm>

P = 企業PRブース 【6ブース】 <パネル（一部）約W2,700×約D4,500mm>

□ = FOODアカデミー（体験）ブース 【4ブース】 <テントW3,600×D3,600> 給排水設備

□ = イベントステージ <W約7,320×D3,660mm>

□ = マグロ解体ショー <ワンタッチテント約W2,000×約D2,000mm>

※他、インフォメーションコーナー、アンケートコーナー

・ 飲食席数：372席 ・ ステージ前観覧席：60席

ブース合計：62ブース ※体験ブース含む



出店募集期間

令和6（2024）年10月18日（金）～11月8日（金）

出店募集内容

区分	ブース仕様	募集カテゴリー		ブース数	1ブース 出店料 (税込)
		カテゴリー	ブース数		
フードブース A	テント約W3,600×約D3,600mm 給排水設備、ガス配管	海産	4ブース	8ブース	50,000
		農畜産	3ブース		
		麺類	1ブース		
フードブース B	テント約W2,700×約D3,600mm	フード	16ブース	24ブース	30,000
		スイーツ パン	8ブース		
ドリンクブース	約W3,600×約D3,600mm ワンタッチテント設置	/		4ブース	15,000
マルシェブース	約W3,400×約D3,400mm パネル設置 ※電気使用可	一次産品 加工品	8ブース	14ブース	15,000
		スイーツ パン			
	約W3,400×約D3,400mm パネル設置 ※電気使用不可	一次産品 加工品	6ブース		10,000
		スイーツ パン			

【限定販売ブース】

FOODフェスタ限定商品や数量限定商品、これから開業を目指す事業者、店舗を構えない事業者を対象に「チャレンジショップ」を販売するブースです。一般の①～④の6枠を募集します。

●一般出店料：1枠2,500円（税込）

区分	ブース仕様	日程	時間	ブース1	ブース2	1ブース 出店料 (税込)
限定販売 ブース	約W2,000×D2,000mm ワンタッチテント設置 ※電気使用可	22日	11:00～13:00	学生①	学生②	2,500
			14:00～16:00	学生③	学生④	
			17:00～20:00	一般①	一般②	
		23日	10:00～13:00	学生⑤	学生⑥	
			14:00～17:00	一般③	一般④	

※【限定販売ブース学生①～⑥】【企業PRブース】【FOODアカデミー（体験）】

【マグロ解体ショー】【キッズFOODチャレンジ】は公募しません。



出店申込にあたっての留意事項

- ・ 出店決定にあたり、実行委員会で審査を行います。本募集要綱、出店規約をご確認の上、お申し込みください。尚、申込多数の場合は募集区分別に実行委員会が設定した募集カテゴリー毎に抽選します。予めご了承ください。
- ・ 出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった場合、実行委員会は出店決定後であっても出店を取り消す場合があります。
- ・ 出店規約、その他実行委員会からの指示を遵守いただけない場合、実行委員会は出店決定後であっても出店を取り消す場合があります。
- ・ 会期前に請求するオプションレンタル料の納付を期限までに行わなかった場合、実行委員会は、次年度の出店を取り消す場合があります。

開催までの主なスケジュール（予定）

日程	内容
2024年10/18（金）～11/8（金）	出店募集
2024年11/下旬	出店決定通知等の送付
2024年12/中旬～2024年12/下旬	出店の手引き等の送付・各種申請書類受付
2025年1/月上旬	出店者説明会
2025年2/月上旬	出店料・オプションレンタル料納入期限
2025年2/22（土）・23（日）	開催



フードブースAは、函館・道南の多様な食の魅力を表現する料理を提供する、出店者を募集します。テント内に給排水設備・ガス配管を行い調理販売をしていただきます。

※煙の出る焼き鳥などのメニューはNGとします。

フードブースA<8ブース> ブース仕様

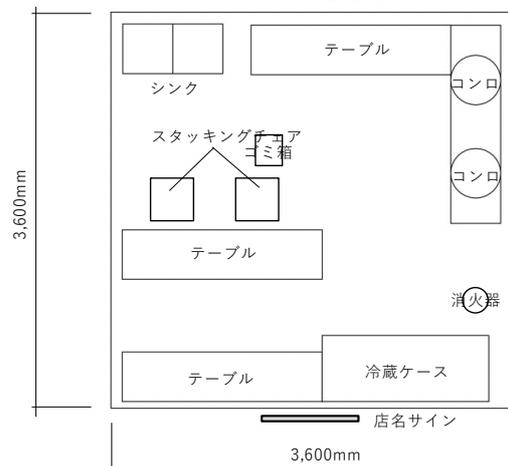
募集業種	飲食・物販営業
出店条件	函館・道南食材を使用した料理を1品以上提供
募集数	8ブース
募集カテゴリー	海産物<4ブース> 農畜産物<3ブース> 麺類<1ブース>
出店料	2日間/50,000円 (税込)
ブースサイズ	テント 間口3,600*奥行3,600mm
電気容量	コンセント (100V1,500Wまで) 1口 ※希望出店者のみ ※追加の場合、有料 (16,500円 (税込) /1口・1,500W) となります。
付属備品 ※主催者負担	テント (横幕付) ・テント内照明 テーブル (W1,800*D450*H700) 2台 スタッキングチェア (W500*D500) 2脚 店名サイン (W900*H300) 1枚 ※販売品目により、必要に応じてプロパンガスを配管、二槽シンクを設置いたします。 ※上記に記載されている以外のものを使用される場合には、自己負担での手配となります。
注意事項	販売品目により、ブース内の床面にブルーシートでの養生や消火器、耐火ボード等の設置が必要です。ガスを使用する器具の床への直置きは禁止です。ブロックと耐火ボードの設置が必要です。煙が多く出る料理 (焼き鳥など) はNGとなります。 消防署の指導により、ガスを使用する器具は1ブース4台まで、ガスを使用する出店者はガス使用料2日間/4,400円 (税込) をご負担いただきます。

テントブースイメージ (1ブース)



こちらに横幕 (三方) が付きます。

ブース使用例





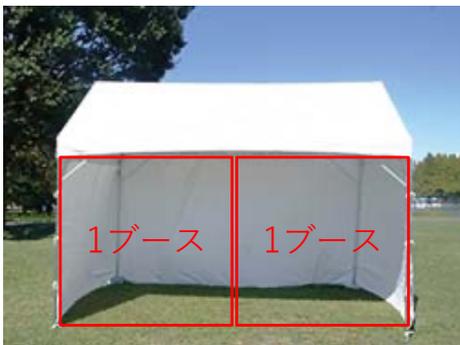
フードブースBは、函館・道南の多様な食の魅力を表現する料理を提供する、出店者を募集します。テント内で加熱程度の簡易調理販売をしていただきます。

※煙の出る焼き鳥などのメニューはNGとします。

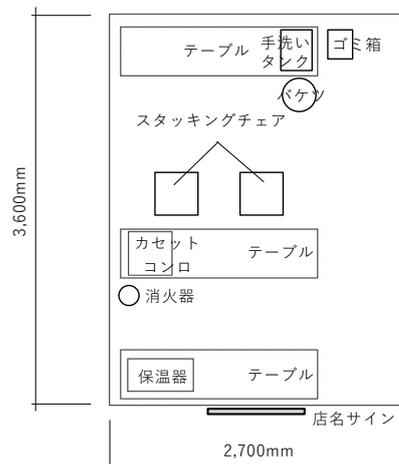
フードブースB<24ブース> ブース仕様

募集業種	飲食・物販営業
出店条件	函館・道南食材を使用した料理を1品以上提供
募集数	24ブース
募集カテゴリー	フード<16ブース> スイーツ・パン<8ブース>
出店料	2日間/30,000円(税込)
ブースサイズ	テント(間口5,400*奥行3,600mm)の1/2サイズ 間口2,700*奥行3,600mm
電気容量	コンセント(100V1,500Wまで)1口 ※希望出店者のみ ※追加の場合、有料(16,500円(税込)/1口・1,500W)となります。
付属備品 ※主催者負担	テント(横幕付)・テント内照明 テーブル(W1,800*D450*H700)2台 スタッキングチェア(W500*D500)2脚 店名サイン(W900*H300)1枚 ※上記に記載されている以外のものを使用される場合には、自己負担での手配となります。
注意事項	販売品目により、ブース内の床面にブルーシートでの養生や、手洗いタンク+バケツ、消火器、耐火ボード等の設置が必要です。 煙が多く出る料理(焼き鳥など)、プロパンガスポンベを持ち込む機材などはNGとなります。 消防署の指導により、カセットコンロの持込は1店舗1台までとさせていただきます。2台持ち込み希望の場合は、出店決定後事務局へ申し出ください。可能な限り調整させていただきます。

テントブースイメージ



ブース使用例





ドリンクブースは、地域素材を使用したオリジナルドリンクや自家焙煎コーヒー店、クラフトビール醸造所や日本酒の酒蔵などの出店者を募集し、販売していただきます。

ドリンクブース<4ブース> ブース仕様

募集業種	飲食・物販営業 ※ドリンクメイン（販売物全体の7割程度）
出店条件	ソフトドリンク（コーヒー以外）を2品以上販売すること ※飲食・物販提供どちらでも可能 （例）レモネード、オリジナルフレーバーティー、ペットボトルのお茶やお水、ジュースなど <u>※ペットボトルや缶などの物販飲料は、飲料メーカーの協賛が決定した場合、協賛メーカー商品を指定することがございます。</u>
募集数	4ブース
出店料	2日間/15,000円（税込）
ブースサイズ	間口約3,600*奥行約3,600mm （ワンタッチテント2,000*2,000mm）
電気容量	コンセント（100V1,500Wまで）1口 ※希望出店者のみ ※追加の場合、有料（16,500円（税込）/1口・1,500W）となります。
付属備品 ※主催者負担	ワンタッチテント1張 テーブル（W1,800*D450*H700）2台 カウンター（W1,500*D600*H750）2台 スタッキングチェア（W500*D500）2脚 店名サイン（A3POPスタンド）1枚 ※上記に記載されている以外のものを使用される場合には、自己負担での手配となります。
注意事項	販売品目により、ブース内の床面にブルーシートでの養生や、手洗いタンク+バケツ、消火器、耐火ボード等の設置が必要です。 プロパンガスボンベを持ち込む機材などはNGとなります。 消防署の指導により、カセットコンロの持込は1店舗1台までとさせていただきます。2台持ち込み希望の場合は、出店決定後事務局へ申し出ください。可能な限り調整させていただきます。

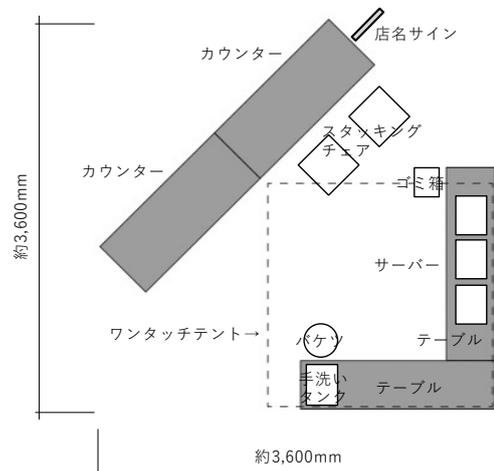
テントブースイメージ



カウンターイメージ



ブース使用例





マルシェブースは、一次産品や地域の加工食品、調味料などの食品を販売する、地域事業者の出店者を募集し、様々な分野の商品を販売していただきます。

※ブースでの調理は不可となります。 ※カット済商品の試食（1日100食程度）の提供は可能です。但し手洗いタンクとバケツの設置が必要です。

※会場内ブースでの調理不可例

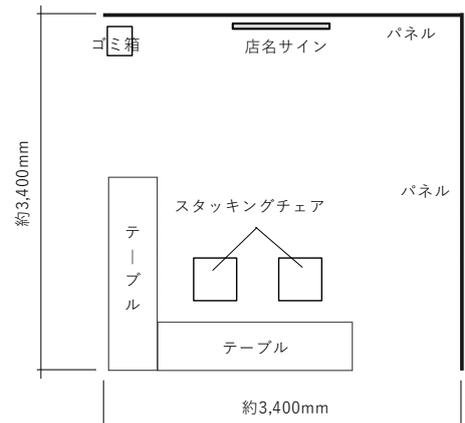
- ・複数の材料を容器に入れて提供する
- ・ドリンクを注ぐ
- ・スイーツのクリームなどを絞る
- ・汁物を温め注ぐ

※電気使用可能：8ブース、使用不可：6ブースとなります。

マルシェブース<14ブース> ブース仕様

募集業種	物販営業（一次産品・加工食品） ※認可済み食品表示ラベルの付いた包装済製品
募集数	14ブース
募集カテゴリー	一次産品・加工品<8ブース> スイーツ・パン<6ブース>
出店料	2日間／電気使用可15,000円・電気使用不可10,000円（税込）
ブースサイズ	パネル（W1120*H1750）背面3枚・側面3枚 間口約3,400*奥行約3,400mm
電気容量	●電気使用可能8ブース：コンセント（100V1,500Wまで）1口 ※希望出店者のみ※追加の場合、有料（16,500円（税込）/1口・1,500W）となります。 ●電気使用不可6ブース：配線しません。
付属備品 ※主催者負担	テーブル（W1,800*D450*H700）2台 スタッキングチェア（W500*D500）2脚 店名サイン（A3）1枚 ※上記に記載されている以外のものを使用される場合には、自己負担での手配となります。
注意事項	試食ありの場合、手洗いタンク+バケツの設置が必要です。 プロパンガスボンベを持ち込む機材、カセットコンロなどの持込はNGとなります。

ブース使用例





限定販売ブースは、FOODフェスタ限定や数量限定商品を販売する出店者や、これから開業を目指す事業者、店舗を構えない事業者を対象に「チャレンジショップ」の出店者を募集します。売り切れにてブースは閉鎖します。

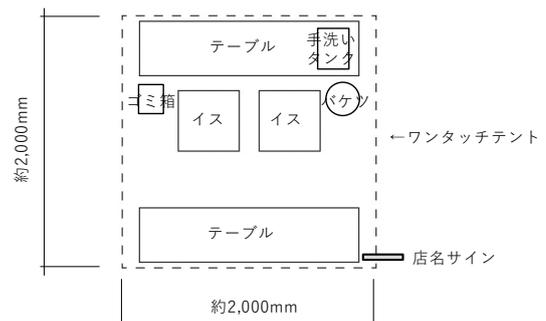
限定販売ブース（「チャレンジショップ」含む）＜2ブース＞ ブース仕様

募集業種	飲食・物販営業
出店条件	①FOODフェスタ限定商品または数量限定商品を1品以上販売可能な事業者 ②函館・道南に店舗・事業所を構えて1年未満の事業者でFOODフェスタ限定商品または数量限定商品を1品以上販売可能な事業者 ③函館・道南に店舗・事業所を構える予定でFOODフェスタ限定商品または数量限定商品を1品以上販売可能な事業者（許可施設で製造・下処理が可能な事業者） ①～③のいずれかの条件を満たしていること
募集数	一般①～④の4枠
出店料	1枠2,500円
ブースサイズ	ワンタッチテント約W2,000×D2,000mm
電気容量	コンセント（100V1,500Wまで）1口 ※希望出店者のみ ※追加の場合、有料（16,500円（税込）/1口・1,500W）となります。
付属備品 ※主催者負担	ワンタッチテント1張 テーブル（W1,800*D450*H700）2台 スタッキングチェア（W500*D500）2脚 店名サイン（A3）1枚 ※上記に記載されている以外のものを使用される場合には、自己負担での手配となります。
注意事項	出店日時の指定はできません。出店決定後事務局よりご案内させていただきます。 販売品目により、ブース内の床面にブルーシートでの養生や、手洗いタンク+バケツ、消火器、耐火ボード等の設置が必要です。 プロパンガスボンベを持ち込む機材などはNGとなります。 消防署の指導により、カセットコンロの持込は1店舗1台までとさせていただきます。2台持ち込み希望の場合は、出店決定後事務局へ申し出ください。可能な限り調整させていただきます。

出店日時

日程	時間	ブース1	ブース2
22日	11:00～13:00	学生①	学生②
	14:00～16:00	学生③	学生④
	17:00～20:00	一般①	一般②
23日	10:00～13:00	学生⑤	学生⑥
	14:00～17:00	一般③	一般④

ブース使用例





出店資格等

出店申込みの資格者は、申込書の提出時点において、次の要件を満たしていること。

- ①渡島檜山管内に固定店舗・事業所を構え、応募時点まで6ヶ月以上継続して営業しており募集業種に対応した営業許可を有していること。
- ②過去3年間において、食品衛生法および同法に基づく法令に違反し、行政処分を受けたことがないこと。
- ③暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと。

出店条件

- (1) はこだてフードフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、単独での営業が困難な場合は、複数の出店申込者による共同出店も可能としますが、その場合は代表者を選定すること。また、飲食物のメニューは同一とし、かつ、それぞれの出店日を予め定めていることとする。
- (2) 営業日時<令和7年2/22（土）11:00～20:00・2/23（日）10:00～17:00>を厳守すること。
- (3) ブースの基本仕様以外の調理器具等については、出店者が用意して搬入・設置・撤去を行い、その費用は出店者が負担すること。
- (4) フードブースA以外でのガスの使用はカセットコンロのみ（1ブース1台）とし、プロパンガスの持ち込みは禁止する。
- (5) **煙の多くでる調理（焼き鳥等）は禁止する。**
- (6) 食品衛生法第52条に基づく営業許可については、実行委員会において取得する。
- (7) 飲料類（酒類を含む。）を販売する際は、予め実行委員会と協議し、実行委員会が認める商品に限ることとする。※協賛企業の関係上、ビールおよびジュースの販売に関しては、販売銘柄を限定させていただきます。（地ビールの販売を除く）詳細が決まり次第、事務局よりお知らせいたします。また、酒類の小売りで「期限付酒類小売業免許」が必要な場合は、出店者が申請し、費用も負担すること。
- (8) 保健所申請後に、事前申請したメニュー以外の飲食物の提供および他の物販等を行うことは禁止する。また、食品衛生法を遵守すること。

出店をお断りする場合がある応募者について

- (1) 事業者の同一、別にかかわらず、本・支店等同じ系列店と認識される者。
- (2) 過去に実行委員会からの指導および指示を真摯に受け入れなかった者。
- (3) 過去に来場者等から本イベントまたは市が主催・共催するイベント等の品位を落とす接客等によりクレームが多く寄せられた者。
- (4) 過去に出店料・オプション料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった者。
- (5) 自社(店)で通常販売していない商品等を主たる販売物とする者。ただし、本イベントを契機にその後も販売しようとする者についてはこの限りではない。



応募方法

下記、出店申込専用フォームに必要事項を入力してお申込みください。

提出書類：既存の固定店舗において取得した営業許可書の写しは専用フォームにアップロードしてご提出ください。※提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

一般ブース（フードブースA・B）



一般ブース（ドリンク）



一般ブース（マルシェ）



限定販売ブース



限定販売「チャレンジショップ」ブース



出店者決定等

- (1) 審査基準…出店の基本コンセプトおよび出店条件に照らし、総合的にはこだてFOODフェスタの魅力向上を基準として審査
- (2) 審査方法（出店者決定手続き）…実行委員会において、提供物の内容や実施能力等を総合的に審査し、出店者を決定する。尚、申込み多数の場合は募集区分別に実行委員会が設定した募集カテゴリー毎に抽選とする。
- (3) 決定時期および審査結果の通知…出店者の決定は、令和6年11月下旬を予定。
- (4) 出店者説明会…出店決定者への出店者説明会は令和7年1月上旬に実施予定。
※日程については、確定後、通知します。



1 規約の目的

この出店規約（以下「規約」という。）は、はこだてFOODフェスタ（以下「フェスタ」という。）における出店条件について規定する。

2 出店の申込みおよび規約等の効力発生

別に定める出店募集要綱（以下「要綱」という。）に基づいた内容で必要事項を記入の上、署名・押印した指定の出店申込書を、はこだてフードフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出することとし、これにより出店申込者（以下、「出店者」という。）として受け付ける。なお、出店申込書等を受理した時点で、出店者は規約および要綱（以下「規約等」という。）の内容に同意したものとみなし、出店者には規約等を遵守する義務が発生する。その後、実行委員会により審査、申込多数の場合抽選を行い、最終的な出店者が決定される。

3 出店の解約

出店決定後の解約は認められない。ただし、出店者のやむを得ない事情により解約をする場合、出店者は書面にて実行委員会に届け出ること。その際生じる出店者および関係者の損害は補償しない。なお、募集期間中は申込みの撤回を可能とするが、その場合は、書面にて当該募集期間の末日までに実行委員会へ届け出ること。

4 出店する権利の転貸等

出店者は、出店する権利の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできない。

5 ブース位置の決定

ブース位置は、実行委員会が出店内容や会場構成、設備施工等を勘案し決定する。出店者は実行委員会に対する異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできない。

6 ブースの装飾等

出店者が実施するブースの装飾は、消防法、食品衛生法などの関係法令等の基準に適合したものとす。なお、当該装飾が会場の雰囲気著しく損なうと実行委員会が判断した場合、実行委員会は出店者に対し改善を求めることができ、出店者は、これに応じなければならない。

7 商品陳列および試食等

商品陳列および試食の提供は、決められたブース内のみとし、事前に出店申込書において実行委員会の許可を経た品目に限定する。また、試食においては、食品衛生法等の関係法令を遵守のうえ、実施するものとし、酒類の提供においては、未成年者や車両運転者の確認をしたうえで、実施するものとする。

8 出店の中止・変更

規約等や関係法令等の違反もしくは他社の出店等に著しい支障を与える行為等（以下「違反行為等」という。）を行っている場合、実行委員会が判断した場合、実行委員会は、当該違反行為等を行っている出店者に是正を命じ、当該出店者が直ちにその指示に従わない場合、開催期間開始前後にかかわらず当該出店の中止・変更を命ずることができる。この場合、当該出店者は実行委員会に対する異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできない。

9 各種規則の制定および変更

実行委員会はフェスタを円滑に推進するため、各種規則の制定および変更（以下「制定等」という。）を行うことを可能とし、制定等を行った場合には、速やかに書面ですべての出店者に通知することとし、出店者はこれに同意するものとする。

10 出店に関わる物品等の搬入出および設営撤去

調理器具等の出店に関わる物品等の会場への搬入時期および会場の設営工事期間などの詳細については、出店者マニュアルにて案内する。また、ブース内の保守および清掃は、出店者の責任において行い、定められた撤去期日までに撤去されない調理器具等の物品は、出店者の費用負担にて実行委員会が撤去できるものとする。出店の中止を命令した場合においても同様の取り扱いとする。

11 出店者の行動

出店者は、本会場内において、品位・良識ある行動をとること。

12 管理および免責

実行委員会は、準備から撤去までの全期間を通じ、会場の運営管理を行うが、ブース内の管理は出店者の責任とし、実行委員会は、小間内の損害、盗難、紛失、破損等については一切の責任を負わない。

13 保険と補償

会場への搬入開始から撤去終了までの期間、ブース内の警備や損害保険の加入に関しては出店者の負担とし、実行委員会は、一切の責任を負わない。また、出店者が、他社、実行委員会の運営設備、また、会場の設備および人身等に損害を与えた場合は、その補償は出店者の責任となり、実行委員会は、一切の責任を負わない。出店者は各自で損害保険（生産物賠償責任保険含む）に加入してください。

14 出店者提出書類および資料

出店者は、実行委員会が指定した期日までに求められた各種書類および資料等（以下「書類等」という。）を提出し、出店者が提出した書類等は、フェスタに使用する目的のため、実行委員会が無償で加工・構成・編集することに同意すること。また、当該書類等は、著作権その他の利権侵害など法的問題が発生する可能性がないものに限り、書類等に関し、紛争、訴訟、異議申立て、その他の問題が発生した場合、出店者の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、実行委員会は、一切の責任を負わない。

15 不可抗力による中止など

実行委員会は、天災その他の不可抗力、実行委員会が危険と判断した場合などにより、開催を中止または期間等を短縮する場合においても、実行委員会は、出店料の返還を含め一切の責任を負わない。

16 管轄裁判所

規約等から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、函館地方裁判所をもって所管裁判所とする。



食品販売に関する基準について

本イベントは、仮設テント等での食品販売となるため、提供可能な食品が限られます。
販売可能な食品は【認可済み食品表示ラベルの付いた包装既製品（物販出店）】または、会場ブース内での【極めて簡易な調理*を行う実演販売（飲食出店）】に限り許可対象となります。

※仮設テント等で可能な調理は、「焼く」「煮る（温める）」「揚げる」「蒸す」「ゆでる」等の最後の一行程のみ。よって、食材カット・ダシをとる・串を打つ・米を炊くなどの仕込み行為はできません。（ただし、無洗米については炊くことができます。）

また、認可のある店舗・工場で出荷された加工済既製品を持ち込むことが条件となります。

※提供品数が多い場合、調理工程や設備等によっては、保健所から品数を減らすように指導が入る場合があることをあらかじめご了承ください。

※会場での前日調理は一切不可となります。衛生上の観点から、調理したものは速やかに提供するものとし、大量の作り置きはしないようにしてください。

下記の事例を参考にして、販売物のご準備をお願いいたします。

調理を伴う販売が可能な商品事例	<ul style="list-style-type: none"> ●焼魚（ししゃも、鮎などの小型魚） ●焼貝、焼肉（その場で焼いて提供） ●クレープ（あん、クリームなどは既許可施設で製造したものを使用する） ●おでん ●焼きそば ●おやき ●かき氷 ●焼肉 ●いか焼き ●揚げイモ ●あめ類 ●たい焼き ●酒類 ●たこ焼き ●ドッグ類 ●チョコバナナ ●コーヒー ●ジュース ●お好み焼き ●焼きシューマイ ●しるこ <p><u>焼鳥などの煙が出る調理は、排気設備を設けていないので禁止となります。</u> <u>【フードB・ドリンク・マルシェブース】は、ブース内に給排水シンクを必要とする品目は販売できません。</u></p>
既製品のみ販売が可能な商品（※調理不可）	<p>※以下食品表示ラベル付き包装製品に限る ホタテなどの鮮魚介類・ジンギスカンなどの食肉、アイスクリーム、ドラ焼き、干し魚、珍味・乾物、チーズ・バター、うどん・そば、ハム、ソーセージ（鉄板、網での串焼き調理は可）、缶詰、袋詰め菓子、野菜・果物、牛乳・乳飲料（コップ売を除く）、製造施設で製造された弁当・おにぎり（生もの、脂等を除く）など</p>
提供できない類似食品	<p>刺身、生鮫、海鮮丼【フードA】に二槽シンク設置の場合可能です。 ソフトクリーム（包装してあるものを除く）、自家製漬物（ピクルス）※生クリーム使用の菓子は扱えません。</p>
その他	<p>調理、加工の簡易なものに限り、保存性の低い食品を提供、製造することはできません。 例えば、焼き鳥は焼くだけで会場で鳥を切る、串に刺すなどの調理行為はできません。</p>

- 食品保存基準に則って、食品を冷蔵庫・冷凍庫で保存を行う必要があります。
- 包装既製品は、許可を得ている製造所（菓子製造業、そうざい製造業、乳製品製造業、食肉製品製造業）で加工調理されたものを未開封のまま販売してください。
- 会場で調理して販売する食品以外は、全て包装し食品表示ラベル（原材料名、製造者名、消費期限等）を表示してください。また、事前にお近くの保健所にて認証を得たものとして下さい。

条件により、許可基準が変更になる場合もあります。不明点についてはお問い合わせ下さい。

飲料の販売について

本イベントに対し、飲料メーカーの協賛が決定した場合、飲料の販売については、協賛メーカー商品（生ビール、ソフトドリンク等）を指定することがございます。
ただし、地ビール等＝「地域の特産品」についてはこの限りではありません。